

広島県告示第六百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年七月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

前原谷仙養線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町下豊松字中筋六六一番一地从先から 神石郡神石高原町下豊松字中筋九一九番一地从先まで	〇 一〇九一・〇	〇 一〇九一・〇	〇 一〇九一・〇	〇 一〇九一・〇	ダブルウェイ解除 不用物件延長 四七一・〇〇 メートル 一部県道布賀 油木線と重複